

総合心理学部・人間科学研究科校友会 第2回 総会議案書

開催日時： 2022年11月12(土) 13:00~13:30

会 場： 立命館大学大阪いばらきキャンパス C471 セミナールーム

総会次第

1. 会長挨拶
2. 定足数確認
3. 議案
 - 1号議案. 2022年3月卒業および2022年9月卒業者の校友会入会状況について
 - 2号議案. 校友会役員を選出について
 - 3号議案. 2022年9月期事業報告書の承認に関する件
 - 4号議案. 2022年9月期決算報告および監査報告の承認に関する件
 - 5号議案. 決算期(事業年度の末日)の変更および会則の一部変更に関する件
 - 6号議案. 2023年3月期事業計画および予算案の承認に関する件
4. 資料「立命館大学総合心理学部・人間科学研究科校友会会則」

1号議案

2022年3月卒業および2022年9月卒業者の校友会入会状況について

標記の件について、以下ご報告申し上げます。

1. 新規入会会員状況

卒業・修了年月	区分	人数
22年3月	学部	272名
	研究科	63名
22年9月	学部	12名
	研究科	7名
合計		354名

2. 会員総数

1,555名

以上

2号議案

校友会役員の選出について

総合心理学部・人間科学研究科校友会則第5条および第6条2の定めるところにより、下記の通り役員を選出する。

●任期満了に伴う会長、副会長、幹事、会計監査の選出について

役職	氏名	新・現	任期
会長	安田裕子	現	2023年4月1日～2026年3月31日まで
副会長	中鹿直樹	現	2023年4月1日～2026年3月31日まで
幹事	土田宣明	現	2023年4月1日～2026年3月31日まで
幹事	筑波義信	現	2023年4月1日～2026年3月31日まで
会計監査委員	工藤芳幸	現	2023年4月1日～2026年3月31日まで
会計監査委員	増尾佳苗	現	2023年4月1日～2026年3月31日まで

●幹事の選出について

役職	氏名	新・現	任期
学生幹事	加田桜子	新	2022年4月1日～2025年3月31日
学生幹事	藤本和希	新	2022年4月1日～2025年3月31日

以上

事業報告書(案)

自 2021年10月1日

至 2022年9月30日

立命館大学総合心理学部・人間科学研究科校友会

I 事業活動の概況に関する事項

(1) 校友会を取り巻く環境

本校友会は、「会員間の親睦・相互扶助」を図るとともに、「母校ならびに総合心理学部・人間科学研究科の発展に寄与する」ことを目的として発足した。第3期(2022年9月期:2021年10月～2022年9月)においては、以下の校友会事業を実施した。

(2) 校友会事業の実施状況

① 校友会ホームページの開設

② 学部開設5周年企画

2021年11月21日に総合心理学部の開設5周年を開催した。基調講演には、株式会社気仙沼ニッティング 代表取締役 御手洗瑞子氏に講演いただいた。また、サトウタツヤ総合心理学部長、佐藤隆夫前総合心理学部長による対談企画を実施した。あわせてオンラインホームカミング企画を開催した。

③ 卒業・修了記念品

2022年3月・2022年9月総合心理学部卒業・人間科学研究科修了を記念し、校友会より記念品(匠弥 純銅手付きカップ)を贈呈した。

④ 実践人間科学シンポジウム

2022年3月13日に応用人間科学研究科の開設20年、また、2022年度からの人間科学研究科の領域再編を機にオンラインシンポジウム「対人援助学と実践人間科学をむすぶ」を開催した。ビデオメッセージには中村 正教授、講演・パネルディスカッション(登壇者:サトウタツヤ教授、中鹿 直樹准教授、高橋 潔教授)を開催した。

以上

4号議案

一般収支決算書（案） 自 2021年10月1日 至 2022年9月30日

立命館大学 総合心理学部・人間科学研究科校友会

(単位：円)

収入の部		支出の部	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
前年度繰越金	7,358,190	校友会会費返還	51,375
校友会入会金 (2021年度卒業生・修了生)	3,340,000	旅費交通費	0
校友会入会金 (教職員等)	0	印刷費	0
事業収入	0	通信費	222,064
受取利息	60	講師謝金等	213,613
雑収入	0	交流会・懇親会開催経費	0
		卒業生・修了生記念品費	1,296,570
		広告宣伝費	990,440
		消耗品費	5,610
		その他雑費	48,150
		次年度繰越金	7,870,428
	10,698,250		10,698,250

上記の通り、2022年9月期決算内容を報告いたします。

2022年11月12日

総合心理学部・人間科学研究科校友会 会長 安田裕子

2022年11月12日

2022年9月期会計監査報告書

会員各位

総合心理学部・人間科学研究科校友会 役員会

監査報告書

総合心理学部・人間科学研究科校友会
会長 安田 裕子殿

2022年9月期の会計報告及び収支明細の監査を行った結果、適正かつ妥当であることを認めます。

2022年 11月 12日

総合心理学部・人間科学研究科校友会

会計監査委員 工藤 芳幸



会計監査委員 増尾 佳苗



5号議案

決算期（事業年度の末日）の変更および会則の一部変更について

総合心理学部・人間科学研究科校友会（以下、本校友会）では事業年度を毎年10月1日から翌年9月30日としておりますが、毎年4月1日から翌年3月31日までに変更いたします。

1. 変更の理由

本校友会の事業年度は毎年10月1日から翌年9月30日としておりますが、大学の事業年度にあわせることで、本校友会の活動をより円滑に進めることを目的として変更を行うものです。また、事業年度の変更に伴い、決算期変更の経過期間となる23年3月期は、2022年10月1日から2023年3月31日までの6か月決算となる予定です。

2. 会則の一部変更

(1) 改正事由

事業年度の変更による改正

(2) 改正内容

事業年度の変更に伴う変更（第11条）

3. 施行日

2022年10月1日

4. 改正案

別紙「立命館大学総合心理学部・人間科学研究科校友会会則新旧対照表」参照

5号議案

別紙：立命館大学総合心理学部・人間科学研究科校友会会則新旧対照表

現行	改正案
第1条～第10条（省略）	第1条～第10条（現行どおり）
第11条（会計および会計年度） 本会計年度は毎年10月1日より、翌年9月30日とする。	第11条（会計および会計年度） 本会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日とする。
第12条～第14条（省略）	第12条～第14条（現行どおり）
附則（省略）	附則 本会則は、2019年1月31日から施行する。 附則（事業計画、決算、その他重要事項の決定事項の報告方法の変更等に伴う一部改正） 本会則は、2021年1月24日から改訂する。 附則（役員を追加削除等に伴う一部改正） 本会則は、2021年11月21日から改訂する。 附則（会計年度の変更に伴う一部改正） 本会則は、2022年10月1日から改訂する。

事業計画書(案)

自 2022年10月1日
至 2023年3月31日

立命館大学総合心理学部・人間科学研究科校友会

I 事業方針

本校友会は、「会員間の親睦・相互扶助」を図るとともに、「母校ならびに総合心理学部・人間科学研究科の発展に寄与する」ことを目的として2020年4月に発足した。4期目となる2023年3月期は1,800名を超える会員規模となる見通しである。また、会員間の勉強会や同窓会活動補助については、新型コロナ禍の影響によって制限されてきたものの、昨今の情勢を鑑みると活動再開へ向けた期待も高まっていると考えられる。

こうした状況をふまえ、「会員間の親睦・相互扶助」を図るため、新型コロナ感染拡大防止措置を講ずることを前提として、校友が相互交流できる企画を2023年3月に開催する。

今後、学部開設10周年(2026年)へ向けては、校友会としての関りとなる事業の検討を進める。

II 事業計画

(1) 総合心理学部卒業生・人間科学研究科修了生への記念品贈呈

(2) 勉強会・同窓会補助

(3) 校友交流企画の開催

以上

6号議案

一般収支予算書（案）

自 2022年10月1日 至 2023年3月31日

立命館大学 総合心理学部・人間科学研究科校友会

(単位：円)

収入の部		支出の部	
I 終身会費収入	3,190,000	I 事業費	2,718,000
II 雑収入	50	1 卒業生修了生記念品費	888,000
		2 勉強会・同窓会補助費	300,000
		3 校友会費返還	30,000
		4 その他の事業費	1,500,000
		II 広報費	200,000
		1 HPメンテナンス費	100,000
		2 その他の広報費	100,000
		III 一般経常経費	40,000
		1 会議費	40,000
		(1)総会開催費	0
		(2)役員会開催費	30,000
		(3)その他の会議開催費	10,000
		IV 予備費	232,050
収入合計	3,190,050	支出合計	3,190,050
前年度繰越額	7,870,428	当年度収支差額	0
		次年度繰越額	7,870,428
合 計	11,060,478	合 計	11,060,478

第1条（名称と事務局）

名称は、立命館大学総合心理学部・人間科学研究科校友会（以下「本会」という）と称し、その事務局を立命館大学総合心理学部事務室に置く。

第2条（目的）

本会は、会員間の親睦・相互扶助を図るとともに、立命館大学校友会の活動と連携しつつ、母校ならびに総合心理学部・人間科学研究科の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. ウェブサイトの運営、親睦会の開催など会員間の交流、親睦を深める事業
2. 教育・研究活動、および社会貢献活動を促進する事業
3. 在学生への経済的支援
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業で、役員会が適当と認めた事業

第4条（会員）

本会の会員となる資格を有する者は、次の通りとする。

1. 立命館大学総合心理学部の卒業生
2. 立命館大学大学院人間科学研究科の修了生
3. 立命館大学文学部心理学専攻の卒業生
4. 立命館大学大学院文学研究科心理学専修の修了生
5. 立命館大学大学院応用人間科学研究科校友会の会員
6. 立命館大学総合心理学部および立命館大学大学院人間科学研究科所属の教員
7. その他役員会が適当と認めた者

第5条（役員）

1. 本会は次の役員を置く。尚、役員報酬は無給である。

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 幹事 | 学部卒業および研究科修了年次ごとに1名以上、教員から1名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 会計監査委員 | 2名 |
| (6) 顧問 | 若干名 |

2. 会長は、本会を代表して会務を統括し、役員会および総会を招集し、議長としてその決議を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障のあるときはその職務を代行する。
4. 幹事は、会務を執行する。
5. 事務局長は、総合心理学部事務室事務長とし、本会の事務業務を管理・統括する。

6. 会計監査委員は、本会の会計を監査し、その適否を総会に報告する。
7. 顧問は総合心理学部長および人間科学研究科長とし、本会の活動に関し随時助言を行い、その活動を援助する。

第6条（役員を選出と任期および解任）

1. 役員を選出は、次の通りとする。
 - (1) 会長は、総会において会員の中から選出する。
 - (2) 副会長は、総会において選出する。
 - (3) 幹事は、総会において選出する。
 - (4) 会計監査委員は、総会において選出する。
2. 役員の任期は、次の通りとする。
 - (1) 役員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。
 - (2) 任期途中で選任された役員の任期は、現役員の残任期間と同一とする。
3. 役員が次に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の不調のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為が認められたとき。

第7条（役員会）

役員会は、第5条に定める役員をもって構成する。

1. 役員会は原則として、年1回以上開催し、本会の事業の基本方針を決定する。但し、役員過半数の要請があるときは臨時に役員会を開催することができる。
2. 役員会の議決は、出席役員過半数の同意を得なければならない。尚、正当な理由により役員が欠席する場合は、議長への委任状又は委任代理出席を認めることとする。

第8条（総会）

1. 総会は原則として、3年に1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
2. 総会の開催は、役員会で決定する。
3. 総会の議長は、会長または会長の任命した者が当たる。
4. 総会は、事業計画および報告の承認、予算および決算の承認、役員選任ならびに会則の変更、その他重要事項を決定する。
5. 総会における議決事項は、出席した会員の過半数をもって決定する。
6. 総会を開催しない年度の事業計画、決算、その他重要事項の決定については、役員会がこれを担い、当該年度にホームページ等で会員へ報告し、総会にて承認を得る。

第9条（報告事項）

次の事項は、総会に提出して承認を得なければならない。ただし、総会を開催しない年度については、ホームページ等で会員へ報告する。

- (1) 収支予算・収支決算
- (2) 事業報告・事業計画

第 10 条（会費）

1. 本会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入から維持されるものとする。
2. 本会の会費徴収は学部の 4 回生時、博士課程前期課程の 2 回生時、博士課程後期課程の 3 回生時の何れかに一括納入するものとする。但し、会費は学費の一部ではない。
3. 本会の会費は、次に定める通りとする。
終身会費：10,000 円

第 11 条（会計および会計年度）

本会計年度は毎年 10 月 1 日より、翌年 9 月 30 日とする。

第 12 条（拠出金品の不返還）

既に納入された会費およびその他の拠出金品はこれを返還しない。

第 13 条（退会）

本人の意志に基づき、本会が定める退会届を会長に提出することにより退会を認めるものとする。

第 14 条（規約の改廃）

本会則の改廃は、総会の議を経るものとする。

附 則

本会則は、2019 年 1 月 31 日から施行する。

本会則は、2021 年 1 月 24 日から改訂する。

本会則は、2021 年 11 月 21 日から改訂する。